

# 運動・スポーツ中の安全確保ガイドライン： 策定に向けた基本方針と検討課題

1. 基本的な考え方
2. 対象とする運動・スポーツ等の範囲
  - (1) 適用範囲
  - (2) 対象者
3. 示すべき事項
4. その他検討会において検討・整理すべき事項

# 1. 基本的な考え方

# 1 基本的な考え方

基本的な考え方として、以下の内容を示してはどうか。

- ① スポーツ基本法（令和7年6月改正）において、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、「スポーツの実施のための環境の整備」が新たに規定されたところであり、対策の強化が必要であること。
- ② 国民生活において、運動・スポーツは、子どもの成長・心身の健康維持・QOLの確保などの観点から、非常に重要な要素であり、運動・スポーツを実施することは、全ての人にとって意義がある（実施しないことのデメリットも大きい）ものであること。
- ③ 国際的にもアスリート・ウェルビーイングが重視されるようになっており、運動・スポーツを継続し、スポーツが持つ多様な価値を全ての実施者が享受するためにも、運動・スポーツにおいて外傷・障害等を負ったり、暴力・ハラスメント被害に遭うようなことは防ぐべきであり、運動・スポーツに関わる者はその重要性を認識し、必要な対策を講じるべきであること。
- ④ 運動・スポーツにおける安全を確保するための対策は、国際的な動向も踏まえ、科学的知見に基づいた効果的なものでなければならないこと。

上記のほか、示すべき基本的な考え方はあるか

## 2. 対象とする運動・スポーツ等の範囲

## 2 (1) 適用範囲

### ① 実施者の属性の範囲

- 特定の年齢層等の限定を設けず、性別、国籍、障害の有無を問わず、運動・スポーツの実施者となりうる全ての者を対象という整理でよいか
- 実施者のレベルを問わずに（トップアスリートから一般人まで）対象という整理でよいか

### ② 運動・スポーツの種類

- 特定の運動・スポーツを除外する考え方は取らない（全ての運動・スポーツを対象とする）という整理でよいか（e-スポーツは対象とするべきか）

### ③ 運動・スポーツ活動の類型

- 大会やイベント等について、開催のレベルや規模を問わずに対象という整理でよいか
- 個人の運動・スポーツ活動に加え、保育園・幼稚園等での運動、学校体育、運動部活動（小・中学校（地域展開されているものを含む）、高校、大学、特別支援学校等）、サークル活動（スポーツ少年団、市民サークルを含む）、プロリーグ、実業団、各種スポーツ教室など、集団的に行われる運動・スポーツ活動は全て対象という整理でよいか

## 2 (①) 適用範囲 (続き)

---

### ④ 施設の種類

- 運動・スポーツを実施するための施設に限定せず、一部に運動・スポーツを行うことを目的として設けられた場所・スペース・設備がある施設（ショッピングモール等も含めた各種商業施設、各種公園、公民館等の公共施設、学校・保育施設など）も対象という整理でよいか
- その他、施設の種類について留意すべきことはあるか

上記のほか、取り扱う対象・範囲について整理すべき事項はあるか

## 2 (2) 対象者

「ガイドライン」は、運動・スポーツに関わる以下に掲げる者を対象として、安全確保の考え方、対策等を規定することでよい。

### ① 運動・スポーツ実施者

運動・スポーツにおける安全確保のためには、実施者自身の正しい理解及び対策・行動が必要不可欠であるため。

### ② 運動・スポーツの指導者

指導者の下で行われる運動・スポーツにおいては、指導者の方針や指導方法が実施者の安全に大きな影響を及ぼすことから、指導者が正しい知識に基づき適切な対策を講じることが重要であるため。

### ③ 運動・スポーツ大会・イベント等の主催者

大会・イベント等においては、開催方法等が参加者の安全に大きな影響を及ぼすことから、主催者が適切な対策を講じることが重要であるため。

### ④ 運動・スポーツ関連施設の設置・管理者

施設において運動・スポーツを実施する場合、施設的环境・条件が利用者の安全に大きな影響を及ぼすことから、施設の設置者、管理者が適切な対策を講じることが重要であるため。

### 3. 示すべき事項

### 3 示すべき事項

「ガイドライン」は、以下の事項を示すことでよいか。

#### ① 運動・スポーツにおける安全確保のための対策

- 外傷・障害の発生状況及び原因等の分析を踏まえ、運動・スポーツによる外傷・障害（熱中症・落雷等の自然環境要因のものも含む）を防止するために留意すべき事項及び必要な対策

##### （視点）

- ・ 競技・種目に共通して必要な対策を示すことを原則とするが、検討において、特に事故の頻度が高い、トリプルH等の重篤な事故が発生している等の理由で特定の競技・種目に係る対策をガイドラインで示す必要が認められた場合は、個別の記載も想定することで良いか
- ・ 共通する取組について、一定の類型化も検討する方針でよいか
- ・ 成長期の児童、高齢者、障害者など、対策に当たって特に留意が必要な者についても検討・整理し、具体的な留意事項を示すことでよいか
- ・ 具体的対策は、運動・スポーツの安全確保に関わる者（実施者自身、指導者、大会等の主催者、施設設置・管理者）ごとに整理して示すことでよいか（または他の整理の仕方があるか）。

### 3 示すべき事項（続き）

#### ① 運動・スポーツにおける安全確保のための対策（続き）

- 運動・スポーツ指導者等による暴力・ハラスメント等の行為を防止するために必要な対策

##### （留意点）

- ・ 検討に当たっては、こども性暴力防止法に基づく取組にも留意する

#### ② 運動・スポーツ中に外傷・障害等が発生した場合の対応

- 緊急連絡体制の整備
- 外傷・障害事故への応急措置、医療機関への搬送等の対応方法

##### （留意点）

- ・ 応急措置については、詳細な措置方法などは規定せず、基本的に必要となる対応について示す整理でよいか
- ・ 保険加入の重要性などについて、ガイドラインにおいて扱うべきか
- 外傷・障害事故の原因調査及び再発防止対策
- 暴力・ハラスメント等の行為が行われた場合（疑い含む）の対応（再発防止対策や関係者（被害者、報告者等）のケアを含む）

### 3 示すべき事項（続き）

---

#### ③ 国、スポーツ団体・競技団体等の関係機関の役割

- 国（スポーツ庁及び関係省庁）が果たすべき役割
- スポーツ関連団体（地域のスポーツ協会を含む）が果たすべき役割
- 中央競技団体が果たすべき役割
- 地方自治体が果たすべき役割

上記のほか、示すべき事項はあるか

## 4 .その他検討会において検討・整理すべき事項

## 4 その他検討会において検討・整理すべき事項

検討会において、以下の事項も検討・整理することでよいか。

### ① 運動・スポーツ中の障害・外傷等について、把握・分析し、対策につなげるための仕組みの在り方

- 運動・スポーツ中の事故を把握するための方策
  - ・ 消費者安全法に基づく情報や、スポーツ関連保険の給付情報等を含め、既存の仕組みで把握可能な事故情報の整理
  - ・ 既存の仕組みでは把握が困難な事故情報の整理
  - ・ 運動・スポーツ中の障害・外傷等の防止対策に生かすためには、どのような情報を、誰が、どのように把握・収集・分析すべきか（またそのためには、どのような仕組みが必要になるか）
- 事故情報の収集・分析結果を、各現場の予防対策に生かすためには、どのような仕掛け・仕組みが必要か
- その他、事故情報の把握・分析に関して、検討すべき事項はあるか

## 4 その他検討会において検討・整理すべき事項（続き）

### ② 策定したガイドラインに基づいて、各現場・関係者が取組を着実に実施するようにするための方策

- ガイドラインに基づく取組を、運動・スポーツの実施現場に着実に落とししていくための具体的な方策
- 指導者に対する教育研修の内容、実施方法等を含め、指導者に必要かつ適切な取組を着実に実施させるための具体的な方策（指導者の養成機関の役割を含む）
- 大会・イベント等の主催者に、必要かつ適切な取組を浸透させていくための具体的な方策
- 施設等の管理者に、必要かつ適切な安全対策の実施を促すための具体的な方策（団体等に所属していない民間施設に安全対策を徹底させるための具体的な方策も含む）
- 誰でも当事者になりうることから、広く国民一般に周知し、浸透させていくための具体的な方策

上記のほか、検討・整理すべき事項はあるか